

# 日本レコード協会規格

RIS 505-2024

## ISRC 管理運営規程

1993 年 9 月 2 日制定

2004 年 1 月 30 日改正

2006 年 1 月 13 日改正

2009 年 3 月 13 日改正

2021 年 1 月 1 日改正

2024 年 3 月 30 日改正

一般社団法人 日本レコード協会



# 日本レコード協会規格

RIS 505-2024

## ISRC 管理運営規程

1. **目的** この規格は、ISO3901 及び JIS X 0308 に基づく ISRC システムの円滑な普及促進と、その適切な維持管理を図ることを目的とする。
2. **適用範囲** この規格は、国際レコード産業連盟 (IFPI) から任命された日本の国内 ISRC 登録代行機関 [National ISRC Agency] である一般社団法人日本レコード協会 (以下、国内 ISRC 登録代行機関) が、ISRC システムを管理運営するために必要な事項について規定する。なお、IFPI は、国際標準化機構 (ISO) から任命を受けた ISRC の国際登録管理機関である。
3. **引用規格** この規格の引用規格を次に示す。引用規格はその最新版を適用する。

JIS X 0304	国名コード
JIS X 0308	国際標準レコーディングコード (ISRC)
RIS 503	国際標準レコーディングコード (ISRC)
4. **国内 ISRC 登録代行機関の役割** 国内 ISRC 登録代行機関の役割を、次に示す。
  - (1) ISRC システムの普及及び国内ルールの管理・徹底
  - (2) プレフィックスコードの割当及び管理
  - (3) ISRC マネージャーの登録及び管理
  - (4) ISRC 実施状況の調査及び国際 ISRC 登録管理機関への定期報告
  - (5) ISRC システムの普及・運用に関する国際 ISRC 登録管理機関との連携
  - (6) その他、国内 ISRC 登録代行機関としての任務遂行に必要な業務
5. **ISRC 付与の方法**
  - 5.1. **申請種別** レコーディングに ISRC を付与するには、次のいずれかのプランを選択し、申請する。
    - 5.1.1. **ユーザー発行・管理プラン (U プラン)** プレフィックスコードを独自に取得し、登録者として ISRC の年次コード及びレコーディング番号を付与し、管理を行う。このプランを申請する者は、オーディオ又は音楽ビデオレコーディングを定期的に製作又は発売している実績がある、あるいは年間 50 レコーディング以上の定期的な製作又は発売予定があるレコーディングの製作者が望ましい。
    - 5.1.2. **事務局発行・管理プラン (J プラン)** レコーディングの詳細を国内 ISRC 登録代行機関に通知することにより、レコーディング単位で国内 ISRC 登録代行機関が ISRC を付与する。このプランを申請する者は、オーディオ又は音楽ビデオレコーディングを定期的に製作又は発売している実績がなく、将来の製作又は発売予定レコーディング数も限られているレコーディングの製作者が望ましい。

**5.1.3. ISRC マネージャー発行・管理プラン(Mプラン)** 国内 ISRC 登録代行機関の許諾を受けた ISRC マネージャーが、レコーディングの製作者(又は権利者)に代行して、ISRC の付与及び管理・運用を行う。オーディオ又は音楽ビデオレコーディングを定期的に製作又は発売している実績がなく、将来の製作又は発売予定レコーディング数も限られているレコーディングの製作者(又は権利者)が、ISRC の付与及び管理を自身で行わず ISRC マネージャーによる代行付与及び管理・運用を希望する場合、このプランを推奨する。ただし、ISRC の重複付番を避けるため、既に「5.1.1 ユーザー発行・管理プラン」「5.1.2 事務局発行・管理プラン」にて ISRC を取得している者はこの限りではない。

**5.2. ISRC マネージャー** 本規程及び本規程の別冊である「ISRC 運用基準」(以下「別冊1」という。)及び「ISRC マネージャー管理運用規程(以下「別冊2」という。)」に定める内容を遵守し、国内 ISRC 登録代行機関からの許諾を受け、レコーディングの製作者(又は権利者)に代行して ISRC の付与・管理・運用業務を行う者。国内 ISRC 登録代行機関の許諾を受けた ISRC マネージャーは、ISRC サイト掲載の ISRC マネージャー一覧で確認することができる。

**5.3. 申請の要件** 申請の要件を、次に示す。

**5.3.1. 「ユーザー発行・管理プラン」及び「事務局発行・管理プラン」** 日本に居住する、自らが権利を有するオーディオ又は音楽ビデオレコーディングの善良な製作者(又は権利者)であること。

**5.3.2. 「ISRC マネージャー発行・管理プラン」** ISRC マネージャーは、以下申請要件を満たすこととする。

- (1) 日本国内に登記を有する法人(個人は不可。但し、身分を保証できる国家資格保有者の個人事業者は可)
- (2) 音楽関連の事業を営むあるいは関わる者(主に音楽制作、音楽出版、販売、流通、小売業などの業を継続的に営む者。なお、著作権等管理事業者として登録されている著作権・著作隣接権管理事業者、アーティストなど実演家のマネジメント業を営む者も含む)

**5.4 申請・通知方法** 別冊1で規定する。

**6. 責務** ISRC を利用するレコーディング製作者及び ISRC マネージャーは、次の責務を負うものとする。

なお、(2)～(4)については、プレフィックスコード抹消後もその責務を免れない。

- (1) 法人の場合、社内に ISRC 管理責任者を置き、ISRC システムの実施を促進する。
- (2) 使用されるデジタル音楽媒体に、その仕様に基づいて、マスタリング又はオーサリングの段階で ISRC をエンコードすることが望ましい。
- (3) レコーディングに関わる申請・許諾文書に ISRC を記載する。

申請・許諾文書とは、レーベルコピー(編成表)、貸出、譲渡等の文書を意味する。

- (4) ISRC の実施、運用及び管理について、国内 ISRC 登録代行機関より確認の問合せがあった場合には、速やかに応じる。
- (5) 登録内容に変更が生じた場合には、別冊1及び別冊2で規定する方法により、その旨を速やかに国内 ISRC 登録代行機関に報告する。
- (6) レコーディングとISRCの管理者が変更された場合には、別冊1及び別冊2で規定する方法により、その旨を速やかに国内 ISRC 登録代行機関に報告する。
- (7) その他、追加規定に準ずる。

**6.1. 「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーの追加責務** ユーザー発行・管理プランでプレフィックスコードを取得したレコーディングの製作者は、上記責務に加え、次の責務を負うものとする。

- (1) RIS 503 に準拠し、自社のすべてのレコーディングに適確に ISRC を付与する。
- (2) ISRC 付与に関する正確かつ詳細な情報(以下 ISRC メタデータという)を管理する。
- (3) ISRC メタデータを、別冊1で規定する方法により、国内 ISRC 登録代行機関に報告する。
- (4) ISRC の継続的な運用が困難になった場合には、別冊1で規定する方法により、速やかにプレフィックスコード割り当ての抹消を申請する。
- (5) 年間事務手数料を納付する。

**6.2. ISRC マネージャーの追加責務** 別冊2で規定する。

**7. プレフィックスコードの抹消** 国内 ISRC 登録管理代行機関は、以下のいずれかの場合に「ユーザー発行・管理プラン」ユーザー及び ISRC マネージャーに対するプレフィックスコードの割り当てを抹消し、その旨を当該者に通知することができる。

- (1) プレフィックスコードを割り当てた者が、レコーディングに対する ISRC の付与及びレコードへの ISRC のエンコードを適切に行っていないとき。
- (2) プレフィックスコードを割り当てた者から、レコーディングを製作し商品を発売しているにもかかわらず、長期にわたり ISRC メタデータの報告がないとき。
- (3) プレフィックスコードを割り当てた者の管理責任者が不在となったとき。
- (4) プレフィックスコードを割り当てた者が、国内 ISRC 登録代行機関からの ISRC 実施に関する要請等に応じないとき。
- (5) 一定以上の期間、プレフィックスコードを割り当てた者が申請した連絡先において連絡が取れないとき。
- (6) 別途規定されたプレフィックスコード割り当てに係る事務手数料の支払が滞ったとき。
- (7) その他、抹消することに正当な理由が認められるとき。

**8. 管理運営方法の変更** この規格によらない管理運営方法の制定及び変更は、国内 ISRC 登録代行機関所定の手続をもって行うものとする。

## RIS 505-2024

## ISRC 管理運営規程 解説

**1. 規格制定・改正の趣旨及び経緯**

1.1 制定の趣旨 “国際標準レコーディングコード (ISRC)”は、オーディオ及びオーディオビジュアルのレコーディングを国際的に一義的に識別管理することを目的として、1989年に国際規格 (ISO 3901)として制定され、我が国においても1992年に日本工業規格 (JIS X 0308)が制定された。

一般社団法人日本レコード協会 (RIAJ)は、早い時期から ISRC の採用を決定し、1989年には“ISRC 運用基準 (RIS 503)”を制定していたが、JIS 規格の制定を機に、我が国における ISRC システムの円滑な普及促進と、その適切な維持管理を計るため、“ISRC 管理運営規程 (RIS 505)”を作成・制定した。

1.2 前回までの改正の経緯 この規格は2004年、2006年、及び2009年の4回にわたり改正が行われた。

第1回 (2004年)の改正は、国内外の規格改正 (ISO 3901:2001, JIS X 0308:2002)を受け、それら規格との整合性を図りつつ、さらに国際 ISRC 登録管理機関 (IFPI)が作成・発行する“ISRC ハンドブック”に柔軟に対応すべく、国内運用規程類の全面的な改正を行った。

第2回 (2006年)の改正は、レコーディングの商品形態多様化を背景に、国内 ISRC 登録代行機関としての ISRC 情報管理面を見直し、ISRC 利用者の責務を変更した。

第3回 (2009年)の改正は、ISRC の精度向上と利用者の理解促進を目的として、申請種別名および申請手順、一部の責務を変更した。

第4回 (2021年)の改正では、国際標準化機構の規格改正 (ISO 3901:2019、以下国際規格)を受け、整合性を図るために全面的な改正を行うと共に、新たに導入した ISRC マネージャー制度について規定した。

1.3 今回 (2024年)改正の趣旨 今回の改正では、ISRC サイトの改修に伴い、各種申請手順に関わる事項を変更した。

**2. この規格の概要** この規格の本体は、ISRC の国内管理運営方針、すなわち国内登録代行機関の役割、登録者コードの取得及び抹消、登録者コード取得者の責務、及びこれらに関連した内容を規定している。

なお、関連規格である RIS 503 「国際標準レコーディングコード (ISRC)」には、国際規格 (ISO 3901)、日本工業規格 (JIS X 0308、以下 JIS 規格) に示される ISRC の概要と基本原則が、またこの規格の別冊である RIS 505 別冊1「ISRC 運用基準」には、比較的頻繁な改正が予想される実践上の手引きやフォーム類が規定されており、RIS 505 別冊2「ISRC マネージャー管理運用規程」には、ISRC マネージャーの責務等が規定されている。

**3. 規格運用に際しての留意点** 主に以下の点について改正を行った。この規格では、従来からの経緯も含め、その主な留意点について補足説明する。

(1) **国内 ISRC 登録代行機関の役割 [本体の4]** 今回の改正にて、国際規格 (ISO 3901)において国名コードおよび登録者コードの呼称が“プレフィックスコード”に統一変更されたため、“プレフィックスコード”表記へ変更した。

また、ISRC マネージャー制度 (自ら権利を有しない楽曲について、権利を有する第三者に代行して ISRC

を付与・管理・運用する権限を与える制度)の日本導入に伴い、本制度に関わる事項を追記した。

(2) **ISRC 付与の方法 [本体の 5.]** 2009 年の改正の際に、申請種別を、「登録者コード取得」から「ユーザー発行・管理プランの申請」に、「個別 ISRC の取得」から「事務局発行・管理プラン」にと、直観的に理解しやすい名称に改めた。

(3) **責務 [本体の 6.]** 申請種別の違いは主に「ISRC の発行・管理主体の違い」にあるが、ISRC システム利用者としての責務には共通するものが多い。そこで 2009 年の改正の際に共通の責務をまとめ、登録者コード取得者に限り生ずる責務を「『ユーザー発行・管理プラン』ユーザーの追加責務」として追記した。

ISRC に付随する情報(メタデータ)は、事務局発行・管理プランでは事務局が発行・管理し、ユーザー発行・管理プランでは事務局に随時報告される。これにより、新規に発行される ISRC はすべてデータで収集されるため、商品から読み取った ISRC 情報に依存する必要がなくなった。

2006 年の改正で追加された ISRC メタデータの報告責務の実施状況を背景に、2009 年の改正で「商品と同等の製作物を各1点提供する」責務を廃止した。

(4) **プレフィックスコードの抹消 [本体の 7.]** 商品と同等の製作物提供の責務廃止に伴い、それに係る規定を削除し、代わりに ISRC メタデータを不正に報告しない場合の規定を 2009 年の改正で追加した。

4. 原案作成委員会 この規格の原案作成は、情報・技術連絡会が担当した。

情報・技術連絡会 構成表

	氏 名	所 属
(幹 事)	川 崎 義 博	株式会社ポニーキャニオン 経営本部 クリエイティブ進行部
(委 員)	冬 木 真 吾	日本コロムビア株式会社 スタジオ技術部
	谷 口 誠	ビクターエンタテインメント株式会社 制作管理部 デジタル技術グループ
	佐 藤 雅 信	キングレコード株式会社 管理本部 制作推進部
	藤 本 祐 二	株式会社テイチクエンタテインメント マーケティング本部 デジタルマーケティング部
	那 須 研 吾	ユニバーサル ミュージック合同会社 プロセスイノベーション本部
	武 田 祐 司	日本クラウン株式会社 業務本部 商品管理部
	土 屋 智 明	株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ 業務本部 業務部
	中 山 博 文	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニー ソニー・ミュージックスタジオ
	鳥 越 久実子	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニー
	森 靖 之	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン Physical Operations 進行 VISION グループ
	中 島 和 義	エイベックス・エンタテインメント株式会社 デジタルマーケティンググループ
	石 田 昌 也	エイベックス・エンタテインメント株式会社 第2事業支援グループ商品管理ユニット
	佐 藤 由 児	株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ 制作宣伝グループ
(事務局)	丹 野 祐 子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	渡 部 智 子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	菊 池 則 行	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	島 野 玲 那	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	岩 上 ら ん	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部